

令和 8 年度国際物流拠点産業活性化促進事業
税制改正関連調査等業務委託 仕様書

1 事業内容

県では、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に規定する国際物流拠点産業集積地域制度の活用による臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進及び産業イノベーション促進地域制度の税制特例活用促進による製造業等の産業高度化や事業革新による産業振興を進めているが、令和 9 年度に制度延長を含めた税制改正を予定していることから、改正に向けた必要な調査、データ分析及び制度拡充（人材投資を促進する税制など）への具体的な制度設計を行う。

また、政府の造船業再生ロードマップ発表等を踏まえ、本県の船舶 MRO の拠点構築可能性について、沖縄の優位性や課題など様々な要素から整理する必要があることから、県内外で船舶 MRO を行う企業や船社へのヒアリング調査等を実施する。

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日

3 事業概要

- (1) 令和 9 年度税制改正を踏まえ、県内企業向けの必要な調査、データ分析を行うこと。また制度拡充への具体的な制度設計に対し、必要な専門的な知見を伴う支援等に関すること。
- (2) 本県の船舶 MRO の拠点構築可能性を調査するため、県内外で船舶 MRO を行う企業や船社等へのアンケート、ヒアリングなどの実施に関すること。

4 委託内容

- (1) 令和 9 年度税制改正を踏まえ、県内企業向けの必要な調査、データ分析を行うこと、また制度拡充への具体的な制度設計に対し、必要な専門的な知見を伴う支援等に関すること。
 - ① 物流拠点産業集積地域及び産業イノベーション促進地域内に立地している企業データベース（所在地、業種、売上高など）を作成すること。
 - ② アンケート調査を目安として、売上高 10 億円以上、制度対象業種 300 社程度の県内企業に対し、実施すること（アンケートの手法、設問・回答の選択肢を提案すること。）。また、アンケート結果の

分析を行うこと。

- ③ アンケート内容の深掘りを行うため、30～50社にヒアリング調査を行うこと。

※アンケート・ヒアリングは以下の視点で行うこと。

・業種・分野毎に企業が必要とする人材及び必要な教育訓練とはどのようなものか。

・人材投資を促進する税制など拡充する制度の活用（需要量（件数、金額））の見込み

※人材投資を促進する税制以外に2，3の制度拡充を検討中。

・過去に制度を活用した企業に対し、税制特例が同社の設備投資の決定にどのような影響を与えたか。

・国際物流産業集積地域に立地する企業で、制度を活用していない企業の未活用の要因

・制度の活用が僅少な業種が活用していない要因、設備投資の際に活用している補助金や他税制の整理

・関税制度活用の可能性企業 など

- ④ 人材投資を促進する税制に関する情報収集を行い、県が設計する人材投資に関する税制に対して専門的な助言を行える体制を整えること（体制を提案すること）。

- ⑤ 税制特例が企業の売上高、付加価値額、労働生産性の向上に効果的なものとなっているか検証するにあたり、そのエビデンスの情報収集・整理などの側面支援を行うこと。（事業者あたりの設備投資額の推移など制度の効果を検証するにあたり、有効となり得る統計データを公開情報から他に複数提案すること。）

- ⑥ アンケート、ヒアリング結果等により、抽出された課題について、統計資料、公開情報及び県が実施した他委託調査結果等も活用しながら、改善案を示すこと。

- (2) 本県の船舶MROの拠点構築可能性を調査するため、県内外で船舶MROを行う企業や船社等へのアンケート、ヒアリングなどの実施に関すること。

①対象者

ア 海上輸送事業者

(ア) 県内 75社程度（運輸要覧記載事業者）

(イ) 県外 5社程度（提案すること）

イ 鋼船の船主

県内 25社程度（運輸要覧記載事業者）

ウ 船舶製造・修理業者

(7) 県内 2社程度 (提案すること)

(イ) 県外 3社程度 (提案すること)

エ 関係機関団体

県内外 3団体程度 (提案すること)

②業務内容

県内船舶MROの市場状況・課題・可能性、県外MROを利用する理由等を調査するためのアンケートを実施すること。(アンケートの手法、設問・回答の選択肢を提案すること。)

ア アンケート

(7) 県内海上輸送事業者及び鋼船の船主に対するもの

(イ) 県内船舶製造・修理業者に対するもの

イ ヒアリング

(7) 県内海上輸送事業者及び鋼船の船主に対するもののうち10社程度

(イ) 県外海上輸送事業者、県内外の船舶製造・修理業者及び関係団体

ウ 上記の他、関連文献・資料による情報提供を行うこと。

6 業務の実施に関する事項

- (1) 調査において個別の企業名、製品名等の詳細情報など国と県へ提示可能な情報を収集し、結果は可能な限り客観的なデータで提示すること。
- (2) 4(1)の業務に関し、7月までにアンケート、ヒアリング調査結果・分析等の暫定版を作成すること。
- (3) 業務遂行にあたり、受託者は県と緊密な連携をもって取り組まなければならない。
- (4) 受託者は、県の求めに応じ、4(1)の業務に関し、アンケートやヒアリング内容等について、追加の関連情報を提供する必要があることから、関係企業との連絡体制構築に努めておく。
- (5) 事業の進捗状況を毎月10日までに県に報告することとし、その他要に応じて随時報告するものとする。
- (6) 本委託業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

7 成果物

本委託業務の成果物として、下記の報告書等を提出すること。

(1) 実施計画書

- ① 本委託業務の具体的な実施内容及び各項目区分ごとの経費、業務の実施方法、業務の工程表、担当者の業務割当表等を定めたもの。
- ② 契約後、契約日を含めて10日以内に提出すること

(2) 業務報告書

- ① 本委託業務の実施内容を取りまとめたもの。
- ② 委託業務完了の日から起算して10日以内又は当該委託期間終了までのいずれか早い日までに提出すること。
- ③ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許なく他に公表、貸与、使用、複製、漏えいしてはならない。
- ④ 業務完了後に受託者の責に帰すべき理由による成果物等の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑤ 成果物等の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- ⑥ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること（図・表等の集計前のデータを含む。）。

イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

- ⑦ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

(3) 支出証拠書類（1部）

- ① 本委託業務に要した経費の支出を証明できる書類であり、受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払を示す台帳、出退勤簿、出張伝票及び関係規程等をいう。
- ② 委託業務完了の日から起算して10日以内又は当該委託期間終了日までのいずれか早い日までに提出すること。

8 再委託等の取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、主たる業務（契約金額の50%を超える業務、又は企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務）の履行を第三者に再委託することはできない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然に具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。